

公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告

日本公認会計士協会

平成 28 年 1 月 26 日

項番号

I	本研究報告の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	背景	
	(1) 収支計算書に対するニーズ	4
	(2) 収支計算書の作成と監査	10
II	収支計算書に対する監査	
1.	適用される財務報告の枠組みの受入可能性	14
2.	収支計算書の財務報告の枠組み	16
3.	収支計算書の予算額	18
4.	適正表示の枠組みと準拠性の枠組み	20
5.	適用する監査基準委員会報告書	21
6.	適用される財務報告の枠組みの記述	23
7.	収支計算書作成の基礎	25
8.	監査報告書の配布又は利用制限	26
9.	監査報告書におけるその他の事項区分	28
10.	収支計算書に対する意見の表明	29
11.	収支計算書に対する監査のみを行う場合	31
III	監査報告書の文例	32
IV	収支計算書の表示チェックリスト	33

《 I 本研究報告の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本研究報告は、公益社団（財団）法人（以下「公益法人」という。）・一般社団（財団）法人（以下「一般法人」という。）の収支計算書に対する監査において留意する事項について取りまとめたものである。
2. 本研究報告の適用に際し関連する主な監査基準委員会報告書は、以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報 800」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」（以下「監基報 805」という。）なお、適用に際しては、本研究報告に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められている（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 17 項から第 19 項及び第 21 項）。
3. 本研究報告は、監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

《(1) 収支計算書に対するニーズ》

4. 従来、旧民法第 34 条に基づき設立運営されていた公益に関する社団法人又は財団法人（以下「旧制度の公益法人」という。）においては、平成 20 年 12 月 1 日以降、同日より施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき運営されている。この新制度を踏まえた会計基準が、平成 20 年 4 月 11 日に内閣府公益認定等委員会により平成 20 年基準として定められている。
5. 平成 20 年基準では、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）及び附属明細書並びに財産目録の作成を定めている。

また、法令に定める財務諸表としては、一般法人においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び附属明細書、公益法人においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）とその附属明細書に加えて財産目録とキャッシュ・フロー計算書の作成を求めている。
6. 公益法人・一般法人に適用される財務報告の枠組みについて、法令では、具体的に定めてはいないため、法令が求めている財務諸表を作成するに当たって、理事者は、

新制度を踏まえて定められた平成 20 年基準を財務報告の枠組みとしているケースが多いと考えられる。

そのため、平成 20 年基準を財務報告の枠組みとした場合、収支計算書は財務諸表には含まれていないため、監査の対象にも含まれないことになる。

7. しかしながら、従来から旧制度の公益法人の運営上、予算準拠主義に基づいた予算の編成、執行は重要であるとされ、収支予算書を作成するとともに、予算と実績を対比する収支計算書により法人の運営の状況を報告、説明してきたことから、継続して収支計算書を作成している法人も多く存在する。
8. このように、平成 20 年基準を採用している公益法人・一般法人が収支計算書を作成する場合に、平成 20 年基準を財務報告の枠組みとして作成される財務諸表等の監査に加え、収支計算書に対する監査を公認会計士等に求めることがある。
9. 本研究報告では、以下の略称を使用している。
 - ・ 昭和 60 年改正基準：「公益法人会計基準」（昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡会議決定）
 - ・ 平成 16 年改正基準：「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）
 - ・ 平成 20 年基準：「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公的認定等委員会）
 - ・ 内部管理事項：「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）

《(2) 収支計算書の作成と監査》

《① これまでの経緯》

10. 収支計算書の作成と監査に関する制度上の要請等のこれまでの経緯は、以下のとおりである。

① 昭和 60 年改正基準

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年 2 月 9 日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の旧制度の公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるように要請された。

ここで、監査の対象となるのは、昭和 60 年改正基準で計算書類とされていた収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録である。

② 平成 16 年改正基準

平成16年改正基準においては、財務諸表の範囲を貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録としているが、「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年 3 月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に定めら

れている、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の旧制度の公益法人については、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書の作成も義務付けられている（「公益法人会計基準の運用指針について」）。

収支計算書については財務諸表とはならないが、「「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の適用に当たっての留意点について（通知）」（平成18年3月24日 総官管第51号）により、「収支計算書が「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に基づいて作成されているかどうかについて公認会計士等の意見表明を受けるものとする。」とされた。

そのため、収支計算書については、昭和60年改正基準の下で監査の対象としてきた経緯及び引き続き開示書類となることを踏まえ、会計監査を継続することがより適切であると判断した。財務諸表ではない収支計算書に対して会計監査が実施できるかということに関して検討した結果、監査意見表明の対象となるとの結論を得たが、それは以下のような理由による。

- ・ 内部管理事項に規定されている収支計算書の作成方法に基づいて作成される収支計算書（内部管理事項に示された3区分の様式により作成された場合）は、昭和60年改正基準に基づいて作成される収支計算書と比べて、収入と支出の内容をより明瞭に表示するものであること。
- ・ 財務諸表を作成する手続に準じて収支計算書も作成されるために、財務諸表監査における財務諸表項目の監査を実施する過程で、多くの収支計算書項目が実質的に監査の対象となること。言い換えれば、財務諸表監査を実施することで、収支計算書の監査も重要な点において、実施済みとなること。
- ・ 昭和60年改正基準の下では、収支計算書は監査対象となっており、公認会計士等の監査証明を受けていたという事実があること。

③ 平成20年基準

平成20年基準においては、財務諸表の範囲を貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）及びキャッシュ・フロー計算書としている。また、財務諸表の範囲外ではあるが、附属明細書及び財産目録についても作成が求められている。

収支計算書については、「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について（通知）」（平成21年3月27日府益担第75号）によると、平成20年基準を適用した特例民法法人のうち、平成20年基準に基づき作成された正味財産増減計算書を所管官庁が適当と認める場合、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）及び「都道府県の知事その他の執行機関が公益

法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める件」（平成12年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号）上の「収支計算書」として取り扱うことが可能であるとしている。そして、この「収支計算書」（正味財産増減計算書）により収支決算額を把握することができない特例民法法人のうち、資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の法人に対しては、「引き続き、公認会計士等による監査の要請を行うものとする。」としている。

ただし、「所管官庁の判断により、平成20年基準を踏まえた資金収支ベースの収支計算書の作成を求める場合であっても、当該収支計算書は、公認会計士等の意見表明を要するものではない。」としており、平成20年基準における監査の対象には当該収支計算書は含まれない。

《② 公益法人・一般法人における収支計算書》

11. 公益法人・一般法人において、会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第119条及び第199条）ものとされているが、これは特定の会計基準の適用を義務付けるものではない。そのため、適用する会計基準は法人が選択することになる。
12. 一方、公益法人・一般法人は、法令で作成が必要となる書類が定められていることから、法人がどのような会計基準を選択したとしても、法令に沿った書類の作成が必要となる。
13. 収支計算書は、特定の会計基準で作成が求められているものではなく、また、法令により作成が求められるものではない。そのため、予算管理などの内部管理上の理由等により法人が自主的に作成するものであり、一般目的の財務諸表監査の対象となるものではない。

《Ⅱ 収支計算書に対する監査》

《1. 適用される財務報告の枠組みの受入可能性》

14. 収支計算書は、完全な一組の財務諸表を構成するものではなく、法人の活動のうち、収支の状況という特定の側面のみを対象として作成されるものであり、「個別の財務表」と考えられる。
15. 監査人は、監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第4項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められている。個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査の場合、受入可能性の検討に当たり、監査人は、当該財務報告の枠組みを適用することにより、想定利用者が、個別の財務表又は財務諸表項目等により提供される情報、及び重要な取引や会計事象がその情報に及ぼす影響を理解できるような適切な

開示が提供されるかどうかを判断しなければならないとされている（監基報 805 第 7 項）。収支計算書は、財務諸表に含まれておらず、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みがなく、社員、理事及び監事などの特定の利用者の収支計算に対するニーズに対応するために作成されるものであることから、特別目的の財務報告の枠組みに分類されるため、特に、監査人は、以下について理解しなければならないと考えられる。

- ・ 収支計算書の作成目的
- ・ 想定利用者
- ・ 適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであると判断するために理事者が行った検討内容

《 2. 収支計算書の財務報告の枠組み》

16. 財務報告の枠組みとは、保証業務の概念的枠組みにおける主題を評価又は測定するための規準であるが、財務諸表がいずれの枠組みに準拠して作成されるかにより分類される。
17. 平成 20 年基準では、収支計算書の作成に関する基準についての記載はされていない。そのため、法人が財務報告の枠組みとして収支計算書の作成に関する基準を独自に法人の内部規程等で定めておく必要があり、内部規程等での定めがなければ、監査人は受入可能性を判断することはできない。

なお、収支計算書の作成に関する基準をどのように内部規程等に定める必要があるかであるが、「内部管理事項」に記載されていた項目を踏まえ、少なくとも以下について定めておく必要があると考えられる。

- | |
|---|
| <p>① 資金の範囲</p> <p>② 収支計算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。</p> <p>③ 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。</p> <p>④ 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。</p> <p>⑤ 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。</p> <p>⑥ 収支計算書は、様式に準じ作成するものとする。会計区分別の収支が必要な場合には、会計区分別の内訳表を併せて作成するものとする。</p> <p>⑦ 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。</p> <p>イ 財務報告の枠組み</p> <p>ロ 資金の範囲</p> |
|---|

- ハ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
ニ その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項
- ⑧ 収支計算書に係る科目及び取扱要領、並びに収支計算書の様式は、次のとおりとする。
- 別表 収支計算書に係る科目及び取扱要領
様式 収支計算書の様式

また、法人が平成 20 年基準に基づく正味財産増減計算書内訳表の会計及び事業区分に対応した収支計算書内訳表や特別目的の会計又は事業区分を設けた収支計算書内訳表を作成している場合は、内訳表の様式や内部取引の処理方法を内部規程等に定めておく必要がある。

《 3. 収支計算書の予算額》

18. 収支計算書を理事会等が決算の報告や日々の内部管理目的のために作成する場合には、年度予算との対比や予算の執行状況を把握することが目的と考えられるため、収支計算書は予算と決算額を対比する様式で作成されることになる。
19. 収支計算書に記載される予算は、実績と比較するために記載されるものであることから、最終の収支予算書と一致しているかを確認することになる。

《 4. 適正表示の枠組みと準拠性の枠組み》

20. 監査基準委員会研究報告第 3 号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係る Q & A」（以下「監基研第 3 号」という。）の Q16 では「個別の財務表に適用される財務報告の枠組みを適正表示の枠組みと取り扱うことができる場合は、完全な一組の財務諸表を規定する一般目的の適正表示の財務報告の枠組みにおいて求められる個別の財務表に関連する全ての要求事項を遵守すること、及び財務表の適正表示を達成するための追加開示の必要性の検討が行われることが求められている場合等に限定される。」とされている。

これを収支計算書に当てはめると、内部規程等は各法人が策定するものであり、一般的には法人関係者のニーズを満たすように表示及び注記事項を定めたものとなっていることから、追加開示の規定を設けたり、追加開示の必要性の検討を行ったりすることは想定しにくい。そのため、当該枠組みは適正表示の枠組みとして取り扱うことはできず、準拠性の枠組みに該当すると考えられる。

《 5. 適用する監査基準委員会報告書》

21. 特別目的の財務報告の枠組みであっても、監査人は、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明することに何ら変わることはない。

そのため、特別目的の財務報告の枠組みに準拠した個別の財務表の監査であっても、監査人は、監査基準委員会報告書 200 から同 720 及び同 900 のうち、個別の監査業務に関連する監査基準委員会報告書は全て遵守することが求められる。

加えて、特別目的の財務諸表監査の場合は監基報 800、個別の財務表又は財務諸表項目等の監査の場合は監基報 805 が、他の監査基準委員会報告書を適用する際に特に考慮すべき事項についての実務上の指針を提供しており、これらを併せて適用することになる。

22. 完全な一組の財務諸表である法人の財務諸表等に対する監査と同一の監査人が、収支計算書に対する監査を行う場合において、収支計算書が完全な一組の財務諸表の基礎となる会計帳簿及びその他の情報に基づき作成されることから、財務諸表等の監査と収支計算書の監査を一体として実施することになるため、監査プロセスにおけるリスク評価やリスク対応手続の立案と実施などを同時に検討することも可能である。

《 6. 適用される財務報告の枠組みの記述》

23. 監査人は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価しなければならないとされている（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下「監基報 700」という。）第 13 項）。
24. 収支計算書の監査の場合、監査人は監査報告書において以下の事項を併せて記載しなければならないと考えられる。
- ・ 収支計算書の作成目的及び想定利用者又はこれらの情報について記載している収支計算書の注記への参照
 - ・ 理事者が、収支計算書の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有する場合、収支計算書に対する理事者の責任の区分において、理事者は適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであることを判断する責任を有する旨

《 7. 収支計算書作成の基礎》

25. 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載することが求められている（監基報 800 第 13 項）。

《 8. 監査報告書の配布又は利用制限》

26. 財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについての注意喚起に加えて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載することが求められている（監基報 800 第 14 項）。

27. 特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された収支計算書及びその監査報告書が、特定の利用者以外に配布又は利用された場合には、誤解を招くことがある。収支計算書は、飽くまでも内部管理のために作成されるものであり、他の目的には適合しないことがある旨の注意喚起だけでは、利用者の誤解を十分に回避できないと判断した場合には、配布又は利用制限を付すことが適切と判断することがある。

《9. 監査報告書におけるその他の事項区分》

28. 監査人が、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して公益法人・一般法人が作成した同一事業年度の財務諸表に対しても監査報告書を発行している場合には、その旨を記載することがある。

《10. 収支計算書に対する意見の表明》

29. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査に加え、収支計算書の監査を行う場合においては、財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合、収支計算書に対する監査意見の形成に当たり、留意が必要である。

30. 収支計算書は個別の財務表であるが、完全な一組の財務諸表を構成するものではない。しかしながら、財務諸表等は財産及び損益（正味財産増減）の状況を表すものであり、収支計算書は収入及び支出の内容を表すものであることから、財務諸表等の損益と収支計算書の収支は相互に関連しているものである。

そのため、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合には、収支計算書に対して無限定意見を表明してはならないとされている（監基研第3号Q20）。

《11. 収支計算書に対する監査のみを行う場合》

31. 個別の財務表である収支計算書に対する監査のみを行い、法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等の監査を行わない場合には、監基報 805 に従い、財務報告の枠組みの受入可能性等を検討する。

《Ⅲ 監査報告書の文例》

32. 法人の完全な一組の財務諸表である財務諸表等に対する監査を実施している場合であり、収支計算書は財務諸表等の重要な会計方針を前提として作成されている場合の監査報告書の文例を示すと以下のとおりである。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

公益社団（財団）法人（注1） ○ ○ ○ ○
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿（注2）

〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印
〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

(注3)

私たち(注4)は、公益社団(財団)法人(注1) 〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの収支計算書及び収支計算書に対する注記(以下「収支計算書」という。)について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記X(注5)に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち(注4)の責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。私たち(注4)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち(注4)に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たち(注4)の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たち(注4)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

私たち(注4)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たち(注4)は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記X(注5)に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限（注6）

注記X（注5）に記載されているとおり、収支計算書は、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇に関する収支の結果について〇〇に報告・開示するために注記X（注5）に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たち（注4）の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇のみを利用者として想定しており、公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の事項（注7）

公益社団（財団）法人（注1）〇〇〇〇は、上記の収支計算書のほかに、平成×年×月×日をもって終了する事業年度について、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠した財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録（注8）を作成しており、私たち（注4）は、当該財務諸表等に対して、平成×年×月×日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

公益社団（財団）法人（注2）〇〇〇〇と私たち（注9）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注1） 一般社団（財団）法人の場合には、「一般社団（財団）法人」とする。

（注2） 宛名については、理事会等、提出先に応じて決めることができる。

（注3） ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。

〇〇 監 査 法 人

指 定 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

② 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇 監 査 法 人

代 表 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

代 表 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

(注4) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。

(注5) 注記Xには、以下の記載があることを前提としている。

本収支計算書は、公益社団（財団）法人○○○○が平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において行った収支の状況について○○（利用者）に報告・開示するために、[内部規程等の名称]に定められている財務報告の枠組みに準拠して作成されている。

監査報告書における適用される財務報告の枠組みの記述は、利用者に誤解を生じさせることなく、監査意見表明の判断基準について知らせることができるものである必要がある（監基報700のA31項）。

法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組みを、利用者が理解できるとともに利用可能である必要があるため、内部規程等に定めた財務報告の枠組みを注記に記載する必要がある。

(注6) 収支計算書が、法人の内部管理目的のために注記Xに記載された会計の基準に従い作成されており、それ以外の目的には適合しないことがあることを、監査報告書の利用者に注意喚起するために強調事項区分を設けて記載する。

文例は、監査報告書の配布及び利用が制限されている場合であり、配布及び利用が制限されていない場合には、見出しを「収支計算書作成の基礎」とするとともに、「本報告書は、公益社団（財団）法人（注1）○○○○のみを利用者として想定しており、公益社団（財団）法人（注1）○○○○以外に配布及び利用されるべきものではない。」を削除する。

(注7) 財務諸表に対する監査を実施せず、収支計算書に対する監査のみを実施する場合には、削除する。

(注8) 一般社団・財団法人の場合には、「並びに財産目録」を削除する。

(注9) 業務実施者が監査法人の場合には、「当監査法人又は代表社員及び社員」とする。

《Ⅳ 収支計算書の表示チェックリスト》

33. このチェックリストは、法人が内部規程等で定めた収支計算書の財務報告の枠組み（以下「会計の基準」という。）に従った収支計算書の監査を実施する上で、公益法人・一般法人が作成した収支計算書の様式等が、会計の基準に準拠しているか否かを確かめるために使用するものである。

なお、当該チェックリストは、第 17 項に記載の項目を内部規程等として法人が定めた場合で、かつ、法人の完全な一組の財務諸表の監査を行う場合を前提としており、それ以外の場合には、適宜修正が必要である。

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		はい	いいえ	該当なし	
	Ⅰ 収支計算書に関する総括のためのチェックリスト				
1-1	会計の基準と収支計算書の表示及び開示を確かめたか。				
1-2	収支計算書の注記事項について監査調書と照合を行ったか。				
1-3	収支計算書について検算を行ったか。				
1-4	収支計算書（注記を含む。）相互間並びに収支計算書及び財務諸表相互間の突合を行ったか。				
1-5	収支計算書検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。				
	Ⅱ 収支計算書に関するチェックリスト				
	一般的事項				
2-1	収支計算書に対する注記が記載されているか。				
2-2	収支計算書には、金額単位及び期間（日付）が表示されているか。				
2-3	科目は、会計の基準に準拠しているか。				
2-4	【前期繰越収支差額を記載した場合】 前期繰越収支差額は、前事業年度の収支計算書の次期繰越収支差額と一致しているか。				
2-5	【予算額を記載し、対比して差異を記載した場合】 収支計算書は、予算額と決算額が対比して表示され、その差異が記載されているか。				
2-6	【予算額を記載した場合】 予算額欄の科目及び金額が、当該収支予算書の科目及び金額と一致しているか。				
2-7	科目の区分は、会計の基準に従い、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分されているか。				
2-8	収入と支出は、全て総額で表示されているか。もし、				

番 号	内 容	回 答 欄			摘 要
		はい	いいえ	該当なし	
2-9	収入と支出を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 正味財産増減計算書に計上されている項目で資金の増減をもたらすもの（会費収入・給料手当等）は、収支計算書に計上されている金額と一致しているか。				
3-1	Ⅲ 収支計算書に対する注記 収支計算書に対する注記事項は、会計の基準に従い記載されているか。				
3-2	財務報告の枠組みを注記しているか。				
3-3	資金の範囲は、注記しているか。				
3-4	資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額を注記しているか。				
3-5	その他、収支の状況を明らかにするために必要な事項がある場合には、注記しているか。				

(所見)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェック実施者 _____ 年 月 日
 業務実施者 _____ 年 月 日

以 上